

## 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（10月分）

## (1) 問い合わせ件数

平成15年10月1日～平成15年10月31日 36件

## (2) 内訳

食品安全委員会関係	18件
食品健康影響評価関係	5件
食品安全基本法関係	0件
リスク管理一般関係 (うち食品表示に関するもの)	8件 (2件)
その他	5件

## (3) 問い合わせの多い質問

## 【1】食品安全委員会関係

Q. 食品安全委員会や各専門調査会は、傍聴できるのですか。なにか手続きが必要ですか。また、いつ開催されるのですか。(10月)

A. 委員会は、毎週木曜日午後2時から食品安全委員会大会議室において定例的に開催しております。なお、開催日時を変更する場合や臨時の委員会を開催する場合もありますので、事前にホームページの委員会開催案内等で御確認ください。委員会事務局に直接お問い合わせください。

委員会は、原則として公開で行っておりますので、傍聴は可能です。特に事前の予約等の手続は必要ありませんが、一般の方の傍聴は先着40名までとさせていただきますので、傍聴を希望する方は受付時間までに会議室入口で受付を済ませてください。

(委員会を公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不利益をもたらすおそれがある場合等は非公開とすることとしており、この場合は傍聴はできません。非公開とした場合には、ホームページの委員会開催案内にその旨を明示いたしますので御確認ください。委員会事務局に直接お問い合わせください。)

また、専門調査会は定例的な会議開催日が特に決まっておらず、必要に応じて随時開催しております。傍聴者数等は各専門調査会によって若干違いはありますが、手続等は基本的には委員会と同じですので、事前にホームページ等で御確認ください。

Q . 食品安全委員会の議事録は、いつ頃ホームページに掲載されるのですか。

( 1 0 月 )

A . 委員会及び専門調査会の議事録は、会議に出席した方への内容の確認等の作業を経て公表されますので、通常は会議開催後 1 か月前後でホームページに掲載することとしております。

現在は業務の都合等によって議事録の掲載が若干遅れており、御迷惑をおかけしておりますが、今後はできるだけ早く掲載するよう努めてまいります。

Q . 食品安全モニターに対して行われた「食の安全性に関する意識調査」の結果を知りたい。また、今後も定期的実施されるのですか。( 1 0 月 )

A . 食品安全モニターに対して、本年 9 月に「食の安全性に関する意識調査」を実施しました。当該調査は、食の安全性の確保についての一般的事項、食品の安全性に係る危害要因、リスクコミュニケーション、緊急事態への対応の各項目についてアンケートを行ったものです。このアンケート調査の結果につきましては、当委員会のホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

また、食品の安全性に係るアンケート調査については、食品安全行政を適正に推進していくための参考に資するため、今後とも必要に応じて、様々な観点から随時実施することとしています。

Q . 食品安全委員会のホームページとリンクを張りたいのですが、何か手続きが必要ですか。( 1 0 月 )

A . 食品安全委員会のホームページは、原則フリーにリンクすることが出来ます。リンクを行う際、事前のご連絡は必要ありませんが、リンクを行った場合は、こちら( <http://www.iiinet.or.jp/cao/shokuhin/opinion-shokuhin.html> )までご連絡ください。なお、詳しくは、トップページの「リンクについて」をご参照ください。

## 【 2 】食品健康影響評価関係

Q . 遺伝子組換え食品に関する意見募集がありました。その趣旨について教えてください。( 1 0 月 )

A．10月3日に開催された遺伝子組換え食品等専門調査会において、遺伝子組換え食品等の評価基準の作成方法について検討されましたが、専門調査会より選出された4名の起草委員が、まず評価基準案を作成し、その案に基づき、次回調査会で詳細な検討を行っていくこととされたところです。

また、この評価基準案を作成するに当たって、事前に、広く一般の方からのご意見を求め、基準案作成の参考とすることを趣旨として、食品安全委員会として、10月6日から21日まで「遺伝子組換え食品等の評価基準策定に係る意見募集」を行いました。

さらに、10月24日には、リスクコミュニケーションの一環として、「遺伝子組換え食品についてご意見を聴く会」を開催し、公募された一般の方を含め、10名の研究者、開発者、消費者団体の方等から、遺伝子組換え食品等に関して広く意見を伺いました。

いただいたご意見等のうち、評価基準作成に係るご意見については、今後の遺伝子組換え食品等専門調査会での評価基準案の作成・検討に参考にさせていただく予定としております。

Q．食品添加物や農薬などの安全性指標としての一日摂取許容量（ADI）は、以前、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会で審議されていましたが、食品安全委員会が設立されてからは、どうなっているのですか。（10月）

A．一日摂取許容量（ADI）の設定を含め、食品添加物や農薬などの安全性の評価は、リスク評価機関である食品安全委員会が実施します。食品安全委員会の評価結果に基づき、リスク管理機関である厚生労働省、農林水産省等が安全性を確保するために必要な措置を適切に講じていくこととなります。

Q．輸入野菜の残留農薬の安全性に不安があります。農薬に関する食品健康影響評価はどのように行われているのですか。（10月）

A．農薬の食品健康影響評価では、【2】Q2<sup>1</sup>と同様に種々の安全性試験の成績を評価してADIを設定しています。

なお、食品衛生法では、一日あたりの農薬摂取量がADIを超えないよう作物ごとに残留農薬基準が設定されております。この残留農薬基準は、国産・輸入を問わず我が国で流通する食品を対象としており、いずれもが食品衛生法に基づく規制を受けるとなります。

残留農薬基準が設定された食品については、流通における抜き取り検査が地方自

---

<sup>1</sup> リンクを設定します。

治体の食品衛生監視員により実施されており、基準を超えるものは廃棄や回収等が行われます。

さらに、輸入品については、全国 31 箇所の港や空港にある厚生労働省検疫所でも審査や検査が行われています。食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案して計画的なモニタリング検査が実施されていますが、違反の可能性の高い食品については、厚生労働大臣の検査命令による検査が実施され、適法と判断されたものが輸入される仕組みとなっています。

(参考)

【2】Q2 . リスク評価はどのように行われるのですか。(8月)

A . 食品安全委員会は、食品の安全性について科学的データに基づき客観的かつ中立公正に評価を行います。

例えば、新たに添加物として指定を受けたい物質がある場合、その安全性に関し

(1)その物質の一般的な毒性を調べる90日反復投与毒性試験や1年間反復投与毒性試験

(2)胎児に奇形が生じるかどうかを調べる催奇形性試験

(3)発がん性があるかどうかを調べる発がん性試験

(4)アレルギー性を調べる抗原性試験

(5)遺伝子を傷害するかどうか調べる変異原性試験

などの様々な試験の成績が厚生労働省に提出されます。

この委員会は、それらの試験成績等を踏まえ、その物質の安全性を科学的に評価します。評価の結果は、例えば、1日摂取許容量(ADI: Acceptable Daily Intake)として示されます。ADIとは、人が生涯にわたり毎日摂取しても健康上の問題が生じない体重1kgあたりの量です。ADIは、以下のように定められます。

評価の対象物質に関する種々の動物試験の成績を評価し、各々の試験について何ら毒性影響が認められなかった量を求めます。各試験毎に求めた毒性が認められなかった量のうち、最も小さいものをその物質の無毒性量とします。人と動物の違い(種差)や個体差を勘案し、通常は、無毒性量の1/100の値をADIとして設定します。